

2026 年度スノーリゾートシティ SAPPORO プロモーション素材撮影業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

2026 年度スノーリゾートシティ SAPPORO プロモーション素材撮影業務

2 業務の背景及び目的

本業務は、札幌市が掲げる「スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略」に基づき、国内外の観光客を誘致するため、以下の二つの誘客戦略に応じたターゲット層の心に響く高品質なプロモーション素材（動画・写真）を撮影することを目的とする。

※ 誘客戦略 1：スキーが主目的の観光客を札幌に誘客

誘客戦略 2：札幌観光が主目的の一般旅行者を雪遊びやスキーに誘導

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は事業の内容に応じ委託者が定める。

4 予算規模（契約限度額）

3,388,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

5 業務内容

詳細は、別紙「2026 年度スノーリゾートシティ SAPPORO プロモーション素材撮影業務仕様書」のとおりとする。なお、業務内容は、契約候補者との協議によって変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目を含み、別紙の仕様書に記載された内容を満たす提案をすること。

(1) 業務全体の実施方針

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略に記載されているコンセプトや誘客戦略、札幌市内スキー場の特長・PR ポイント等を踏まえ、本業務の実施に当たっての基本的な考え方や企画の特長等を明らかにすること。

(2) 動画・写真素材撮影

ア 撮影回数や撮影スケジュール、撮影体制など、本業務が求める動画・写真素材撮影を円滑かつ効果的に実施するための実施計画を示すこと。

イ 撮影カメラマンの表現力や技術・実績、起用する撮影モデル、撮影手法など、スノーリゾートシティ SAPPORO の多彩な魅力が伝わる動画・写真素材をどのように撮影するのか示すこと。

ウ 撮影する動画・写真について、コンセプトや狙い、コンテンツ案等を示し、他のスノーリゾート地域と比較した札幌の独自性や優位性、魅力や楽しみ方をターゲットにどのように伝える動画や写真素材とするか明らかにすること。

(3) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務を円滑に進めるための実施体制（総括責任者、従事予定者、体制図、従事者の知見・専門性、過去の実績など）を示すこと。なお、外国人を含む観光客の視点やスキーヤー等の視点を十分反映できるような体制を構築すること。

イ 業務のプロセス及びスケジュールについて、打合せの回数や内容等も含めて具体的に示すこと。

(4) 費用の妥当性

業務に必要な経費の総額と内訳がわかる見積書を提示すること。

7 参加資格要件

参加者は単独事業者のみとし、複数の事業者による共同での参加を認めない。参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直近2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きに関する事項

- (1) 日程

公募開始	2026 年 9 月 4 日（金）
質問受付期限	2026 年 9 月 11 日（金）12 時必着
参加申込書及び	
競争入札参加認定通知書の提出期限	2026 年 9 月 18 日（金）12 時必着
企画提案書等の提出期限	2026 年 9 月 25 日（金）12 時必着
実施委員会（ヒアリング）	2026 年 10 月 9 日（金）【予定】
選定結果の通知、契約締結	2026 年 10 月中旬

(2) 提出書類

下記アからエまでの提出書類を、上記(1)の提出期限までに担当へ持参又は郵送（書留郵便など配達状況を確認できるもの）で提出すること。なお、FAX では受付しない。

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 競争入札参加資格認定通知書 1 部

（上記 7 - (5) を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式）

ウ 企画提案書及び業務費内訳書（見積書）

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3 部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 8 部

エ 上記ウの PDF データ（メールによる提出） 1 部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期するため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

カ 提出された企画提案書等は、差替えや変更を行うことは原則できない。

キ 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式 2）に質問に要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

2026 年 9 月 11 日（金）12 時 00 分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌観光協会ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

dmol@sta.or.jp

※メールのタイトルは、

「（団体名）2026 年度スノーリゾートシティ SAPPORO プロモーション素材撮影業務」とする。

9 選定方法

2026 年度スノーリゾートシティ SAPPORO プロモーション素材撮影業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1 企画提案あたり、30 分（企画提案書に基づくプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 実施委員会が定める最低評価基準点（実施委員会出席委員数×100×0.6）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

契約候補者との契約は業務委託契約とする。また、原則として再委託を禁止し、委託者が事前に承諾した場合に限り、例外的に再委託できるものとする。詳細は契約書において規定する。本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 当法人が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を当法人が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、当法人に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当法人に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 各種提出書類について、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加提出は一切認めないものとする。

17 問い合わせ先

担当：スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会 高松・小松
住所：〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 7 階
（一般社団法人札幌観光協会内）
電 話 011-211-3341
FAX 011-231-1970
メール dmol@sta.or.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：委託可能 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合には優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
業務全体の 実施方針 (6-(1)関係)	「スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略」の趣旨やコンセプト、札幌市内スキー場の特徴や魅力・PRポイントを十分に踏まえ、基本的な考え方や企画の特徴等を示しているか。	2	10
動画・写真 素材撮影 (6-(2)関係)	撮影回数、撮影時期（天候や雪質等を考慮）、スケジュールが合理的かつ効果的に設定されているか。	3	15
	撮影カメラマンの技術・実績や起用モデルの選定、撮影手法などの方針が適切なものになっているか。	4	20
	2つの誘客戦略それぞれに応じたターゲットの心に響くコンセプトや狙いコンテンツ案となっているか。	4	20
	他のスノーリゾート地域と比較した札幌独自の優位性や魅力、楽しみ方が的確に伝わる内容になっているか。	3	15
実施体制及び実 施スケジュール (6-(3)関係)	総括責任者や従事予定者の配置、役割分担が明確かつ適切であるとともに、外国人観光客の視点や、スキーヤー等の視点を十分反映できる体制（知見・専門性・実績）が構築されているか。	2	10
	業務の全体スケジュールや打合せの回数・内容（進捗管理・連絡体制）が具体的に示されているか。	1	5
費用の妥当性 (6-(4)関係)	各業務工程に対する積算根拠が明確であり、予算の範囲内で費用対効果の高い提案となっているか	1	5
合計			100